



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2021年6月

No.73

特集

【特集】面会交流②～子どものための面会交流実施に向けて～

前号では、なぜ面会交流が子どものために大切なのか、必要なのか、面会交流における基本的な考え方などについてご紹介しました。

面会交流は子どものためのものです。取決めにおいても、「子どもにとってどのような面会交流が望ましいか」という視点で考えていくことが大切です。

今回は面会交流の実施に向けて、配慮事項や具体的な取決め内容等についてご紹介します。

■面会交流の取決めをする際に配慮すること

○まずは話し合しましょう

面会交流は、直接相手と接触するため、強い抵抗と緊張が生じ、離婚時の不信感や嫌悪感等の気持ちの整理が難しいと思われます。子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、「夫と妻」という関係から「子どもの父と母」という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力していくことを確認しましょう。



※話し合いができない時は・・・

話し合いが困難な状況や、父母だけでは合意できない時は、専門の相談援助機関への相談や、家庭裁判所に面会交流の調停を申立て、調停手続きの中で話し合うことができます。

○子どもの年齢（発達段階）・生活状況・意向等に配慮し、継続できる条件で

面会交流の取決めを行う際、子どもの年齢（発達段階）や健康状態、生活状況、意向等に配慮し、子どもの負担にならずに継続して実行できる取決めをしていきましょう。

子どもの成長に沿って長く継続できるかどうか重要です。

子どもは言葉にならない様々な気持ちを抱えています。子どもの態度や行動を見守り、言葉にならない心情を察することが大切です。

■取決めの内容・ルールづくり

面会交流についてのルールは、基本的には親の話し合いで自由に定めることができます。もっとも、子どもの生活を念頭に置いて考えていく必要があるため、面会交流について決めておいた方が良い事項をご紹介します。

○面会頻度…月に1回や週に1回等、自由に決めることができますが、子どもの負担にならないよう、子どものスケジュールや体調に配慮した間隔にしましょう。

○面会時間…1回の時間を決めておくことも重要です。開始時刻と終了時刻を決めておくことでスムーズに面会交流を行うことができるようになります。

○面会場所…特定するか、委ねるか、決めることができます。特定する場合は、公園やレストラン、遊園地、自宅等が面会場所として選ばれることが多いです。

○子どもの受渡し方法…面会場所まで子どもを連れていくか、自宅まで迎えに行くのか、または時間を決めて待ち合わせをするのか等、子どもの受渡し方法を決めておくと、スムーズに面会交流を始められます。

○連絡方法…電話やメール、SNS のメッセージ機能で連絡を取って調整することになるでしょう。それらの方法が難しい場合には、例外的に親族や弁護士等、第三者に仲介してもらいましょう。

○学校行事への参加…入学式や授業参観、運動会等、学校行事への参加の可否や参加の要領について決めておくと、後々揉めるのを防ぐことができます。

○プレゼントやお小遣い…子どもの健全な成長のためにも、高価なプレゼントを面会交流の度に渡すのは良くありません。そこで、誕生日やクリスマスといった節目の機会に渡すことを認める等、プレゼントやお小遣いを渡すことの可否について、決めておくべきでしょう。

○対面以外の交流方法…電話や手紙、メール、SNS(LINE 等)、テレビ電話(Skype 等)の間接的な方法による交流です。

○宿泊について…夏休みやお正月といった長期休暇の折に、自宅や旅行先などで子どもと宿泊する面会交流の実施をするか否かを決めておくべきでしょう。

○祖父母の面会交流への立会い…面会交流をする権利は、第一義的に子どもの権利ですから、祖父母には認められていません。子どもの希望や当事者である父母間の合意があれば、祖父母が面会交流に立会うことや祖父母のいる実家へ遊びに行くことは可能なので、後のトラブルを回避するためにも、祖父母の立会いの可否について決めておくべきでしょう。

◆参考資料：○法務省民事局発行パンフレット <http://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

◆相談・援助機関

〈長崎県内の面会交流に関する相談〉

◇一般社団法人 ひとり親家庭福社会ながさき

事前相談・問い合わせ TEL:095-828-1470 受付時間:月曜日～金曜日 10:30～18:00

e-mail:info@nagasaki-shi-boshikai.jp

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所…長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧…<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

〈その他、養育費・面会交流に関する相談〉

◇養育費相談支援センター(厚生労働省 委託事業)

相談電話:フリーダイヤル:0120-965-419(携帯電話から03-3980-4180)メール相談:info@youikuhi.or.jp



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福社会ながさき